

4 生徒生活心得

高校生活を豊かで有意義なものにするためには、規範意識を高めるとともに、規則正しい生活の中で、何事にも意欲的・自主的に取り組むことが大切である。自ら考え判断し行動できる能力を育てるとともに、ルールを守り、集団生活の規律向上に努めることが大切である。

(1) 生徒心得

- ① 充実した学校生活
 - ア 自他の人格を尊重する。
 - イ 自己に対する責任を自覚する。
 - ウ すすんで勉学に励む。
- ② 日々の生活の向上
 - ア 基本的生活習慣を身につける。
 - イ 時と場にふさわしい礼儀、あいさつ、言葉づかいをする。
 - ウ 環境美化に努めるとともに、公共物を大切に使う。
 - エ 交通規則を守り、交通事故の防止に努める。
 - オ 所持品は自他の区別を明確にし、自らが責任をもって管理する。
 - カ 学業に不必要な物品等の持参や金銭等の貸借はしない。
 - キ 交際は、互いを尊重しあい、互いの理解と向上のために節度あるものにする。
 - ク 無断外泊は禁止する。
- ③ 法令等の順守
 - ア 飲酒・喫煙をしない。特に、有害物質ゼロの電子たばこ等の利用は、喫煙同様の行為として疑念を招きやすいため、絶対にしない。
(未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法)
 - イ 不健全娯楽場（パチンコ店、ギャンブル場、風俗営業店等）への出入りをしない。(徳島県青少年健全育成条例)
 - ウ 薬物乱用をしない。(覚醒剤取締法、毒物劇物取締法等)
 - エ 夜間（午後11時から午前4時までの間）は外出しない。
ゲームセンターへは、16歳未満の者は午後6時以降（保護者同伴の場合は午後8時以降）、18歳未満の者は午後10時以降、保護者同伴であっても入場できない。(徳島県青少年健全育成条例)
 - オ 選挙権等の行使については、関連法規を遵守し、違法行為をしない。
(公職選挙法等)
 - カ その他の法律・条例等についても遵守する。

(2) 服装・頭髪

徳島科学技術高校生として、身だしなみを正し、地域社会の信頼を得られるよう努めなければならない。

- ① 登下校および校内においては、学校指定の制服、ベストおよびセータを着用する。(服装規程参照)
- ② ピアス、ネックレス・ブレスレット、指輪等の装飾品および化粧、マニキュア、カラーコンタクト、ディファイイン等は禁止する。
- ③ 頭髪は簡素・清潔な髪型とし、奇抜さや違和感のない髪型にする。また、パーマ、染色、脱色、エクステンション、華美なヘアアクセサリ等は禁止する。

(3) 交通安全

常に交通ルールを守り、自他の生命の安全に努める。

① 自転車通学

ア ステッカーを後部泥よけまたは確認可能な位置に貼り付ける。

イ 安全を考慮し原則として、登下校は正門からのみとし、校内では、降車して手押しをする。決められた場所に整頓して駐輪、施錠する。

ウ 信号無視、二人乗り、一時停止違反、通行禁止違反、並進、傘さし運転(雨天時は雨合羽を着用すること)、無灯火運転、携帯電話使用、音楽プレイヤーを聴きながら運転等、悪質・危険な運転をしない。その他、道路交通法に違反する行為。

エ 命を守る観点から、ヘルメット着用を強く推奨する。

② 列車、バス等による通学

危険な行為や他の利用者の迷惑にならないよう十分気をつける。

③ 運転免許取得の禁止

原動機付自転車(以下原付)、自動二輪車および普通自動車の運転及びに免許の取得については禁止する。ただし、普通自動車免許取得については、第3学年で所定の手続きを経て、校長の承認を得た場合に許可する。免許取得後、卒業日の翌日までは普通自動車および原付の運転は禁止する。

(4) インターネット、携帯電話、スマートフォン等の利用注意

通信機器の利用は、情報モラルを守り、適切に利用する。

- ① 学校における利用については、控えること。特に、歩行中の利用は、衝突等の危険を伴うため、絶対に利用しないこと。
- ② スマホルールを励行し、スマートフォンに依存しない生活を送ること。
- ③ 個人情報や著作権・肖像権を侵害しないこと。
- ④ 「出会い系サイト」等の有害サイトへの書き込みは、加害者にも被害者にもなる危険性があるので行わないこと。
- ⑤ 電子掲示板(特に「SNS」や「メール」等)への、個人情報や個人を誹謗・中傷した書き込みは、いじめや重大な人権問題に発展する可能性があるため、絶対にしないこと。

(7) 服装規定

登下校および校内においては、学校指定の制服、ベストおよびセーターを着用する。

① 制服および服装

男子（学校指定のものとする）

冬 服	スラックス+長または半袖シャツ+ネクタイ+上着
移行期間	スラックス+長または半袖シャツ+ネクタイ+上着 スラックス+長または半袖シャツ（+ネクタイ）
夏 服	スラックス+長または半袖シャツ

女子（学校指定のものとする）

冬 服	スカート、スラックス+長または半袖シャツ+リボン、ネクタイ+上着
移行期間	スカート、スラックス+長または半袖シャツ+リボン、ネクタイ+上着 スカート、スラックス+長または半袖シャツ（+リボン、ネクタイ）
夏 服	スカート、スラックス+長または半袖シャツ

男女共通

ソックス	色は白・黒・紺・茶・グレー系統の無地とする。 女子のストッキングについては、黒またはベージュ系統の無地とする。
ベスト セーター	学校指定のベストおよびセーターとする。（左胸に校章入り） 着用期間は、特に設けない。
防寒着・具	無地で華美でないものとし、制服（上着）の外側に着用すること。校内では着用しない。（ネックウォーマー・レッグウォーマーを含む）
靴	色は白、黒、茶系統で、高さはくるぶし程度とする。（ブーツ・サンダル・スリッパ等は禁止）

② 着用期間

冬服・夏服・移行期の着用期間については次のとおりとする。

冬服	4月1日から5月31日まで	10月1日から翌年3月31日まで
夏服	6月1日から9月30日まで	
移行期間	5月1日から6月15日まで	9月15日から10月31日まで

(移行期間については、天候やその他の条件によって弾力的なものとする)

③ 留意点

- ア 制服の変形は認めない。
- イ 男子は、黒または茶系統のベルトを着用する。
- ウ 女子は、スカートのウエスト部の巻き上げを禁止する。
- エ シャツの裾は、スラックス・スカートの内側に入れ着用する。
- オ 袖口や襟首から出るアンダーウェアの着用は認めない。
- カ 移行期間中には、冬服・夏服いずれの着用も認める。ただし、上着を着用する場合は、必ず男子はネクタイ、女子はリボンまたはネクタイを着用する。
- キ 冬服着用期間は、必ず男子はネクタイ、女子はリボンまたはネクタイを着用する。
- ク 防寒着・防寒具の着用は登下校時のみとし、校内では着用しない。
- ケ 特別な理由等により規定外の服装をする場合は、異装許可を受ける。
(様式209)